

独立行政法人国立美術館契約公表基準

制定 平成18年10月23日
平成18年国立美術館規則第53号

[一部改正:平成19年3月28日改正 国立美術館規則第5号]

[一部改正:平成19年10月17日改正]

[一部改正平成23年6月17日改正 国立美術館規則第11号]

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が締結した契約の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする契約（以下「公表対象契約」という。）は、国立美術館会計規則（以下「会計規則」という。）第22条第1項及び第23条第1項の規定により締結された契約のうち、国立美術館の支出の原因となる契約であって、予定価格が第23条第1項第4号から第9号までに掲げる金額を超えるもののうち、美術工芸品及び映画フィルムを除いたものとする。

(公表の内容)

第3条 契約担当役は、公表対象契約に関し、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 契約に係る工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 契約担当役又は分任契約担当役の氏名並びにその所属する国立美術館が設置する美術館の名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合はその旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 契約金額
- 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国立美術館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした会計規則の根拠条文及び理由
- 十 企画競争又は公募手続きを行った場合はその旨
- 十一 その他必要と認められる事項

2 前項各号に掲げる事項に加え、当該契約締結日において、国立美術館の役員を経験した者が再就職をしていること又は国立美術館において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職していること、かつ国立美術館との取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占める契約の相手方については、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 当該再就職者の人数，職名及び国立美術館における最終職名
 - 二 国立美術館との間の取引高
 - 三 国立美術館との間の総売上高又は事業収入に占める取引高の割合が，次の区
分のいずれかに該当する旨
 - ① 3分の1以上，2分の1未満
 - ② 2分の1以上，3分の2未満
 - ③ 3分の2以上
 - 四 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3 分任契約担当役は，その所掌に係る公表対象契約について，前2項各号に掲げる事項を，契約担当役に報告するものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 前条第1項及び第2項の規定に基づく公表は，当該契約を締結した日の属する月の翌々月の10日までにインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(公表期間)

第5条 公表対象契約の公表の期間は，前条の規定により公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

附 則

この基準は，平成18年10月23日から施行し，平成18年10月1日から適用する。

附 則

この基準は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は，平成19年10月17日から施行し，平成19年8月1日から適用する。

附 則

この基準は，平成23年6月17日から施行し，この基準による改正後の独立行政法人国立美術館契約公表基準の規定は，平成23年4月1日から適用する。